

平成23年6月30日

沖縄県医師会会長 殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 島袋俊夫



後期高齢者医療被保険者証年度切替えに伴う
被保険者等への周知のご協力について（依頼）

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格段のご協力、ご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では毎年、8月に被保険者証の年度切替を行っております。

つきましては、業務多忙中恐縮に存じますが、下記のとおり今年度も被保険者等への周知にご協力いただきますようご依頼申し上げます。

記

1. HPへの掲載

貴会ホームページへの掲載をお願いします。

- ・被保険者証が切り替わります（別添参照 ポスター縮小版 A4）
- ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」のお知らせ（別添参照 ポスター縮小版 A4）

2. 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き方法の周知について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」につきましても有効期限が7月末日であり、有効期限を過ぎると使用できなくなることから、更新手続きが必要になります。

長期入院該当（*）の方は再度の申請が必要になりますので、貴会会員医療機関への周知をお願い致します。

長期入院該当（※）

区分（低所得）Ⅱの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付されている被保険者で、その認定期間中、過去12ヵ月以内に90日を超える入院をされている方は、再申請によって食事代が210円から160円になります。

〔問合せ先〕

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課資格グループ 外間

TEL 098-963-8012

FAX 098-964-7785

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

平成23年 被保険者証 8月から が切り替わります

**有効期限が
平成24年7月31日
となります**

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成23年7月31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 0 7 8
住所	うるま市石川石崎一丁目1番
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成22年 8月 1日
一部負担金の割合	1割または3割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成24年7月31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 0 7 8
住所	うるま市石川石崎一丁目1番
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成23年 8月 1日
一部負担金の割合	1割または3割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 0 0 0 0 沖縄県後期高齢者医療広域連合 

※被保険者証の色は変わりません。

- ◎新しい被保険者証は、7月下旬までに、お住まいの市町村から郵送又は窓口等で交付します。
- ◎8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を見せてください。
- ◎被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。



後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、お住まいの市町村または沖縄県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。
TEL 098-963-8012 FAX 098-964-7785

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

限度額適用・標準負担額減額認定証 のお知らせ

◆限度額適用・標準負担額減額認定証とは

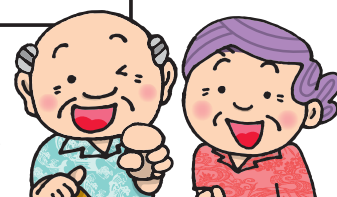
後期高齢者医療制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

◆入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額 (入院時の1食あたりの食事代)	
区分(低所得)Ⅰ	15,000円	100円	
区分(低所得)Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院(長期入院該当)※	160円

※「限度額適用・標準負担額減額認定証[区分(低所得)Ⅱ]」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。

長期入院該当になる方は、再度申請が必要になりますので、入院日数が分かる書類などを持参し、市町村窓口で申請して下さい。



◆該当する方

区分(低所得)Ⅰ

世帯員全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方(年金の控除額を80万円として計算)

区分(低所得)Ⅱ

世帯員全員が住民税非課税の方[区分(低所得)Ⅰに該当する方を除く]

◆すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

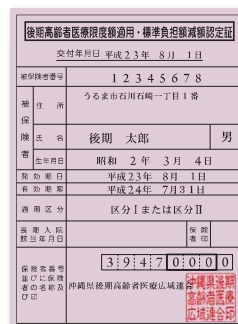
現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は**7月末日**です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。

◆手続き方法

申請した月の初日から適用となります。**該当すると思われる方は**、お住まいの市町村で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

◆申請に必要な物

- ◆後期高齢者医療被保険者証 ◆印鑑
- ◆限度額適用・標準負担額減額認定証(すでにお持ちの方)等



後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、お住まいの市町村または沖縄県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

TEL 098-963-8012 FAX 098-964-7785